

政令第七十号

構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十三号の規定に基づき、この政令を制定する。

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第一項中「法第四条第八項の規定による」を削り、同条を第七条とする。

第五条第二項中「次条において」を「以下」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の特例）

第六条 市町村が、その設定する構造改革特別区域内にある地中空間（地中にある空間をいい、当該空間の周辺の土地が、自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動及び衝撃に耐えることができるものであることその他環境省令で定める要件に該当するものに限る。別表第一号において同じ。）を利用して溶融一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下この条において「廃

「棄物処理法」という。) 第二条第二項に規定する一般廃棄物のうち、環境大臣が定めるところにより溶融加工したものをいう。別表第一号において同じ。) の埋立処分を行うことについて、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村又は当該市町村の長から廃棄物処理法第七条第六項の許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第三条第三号イ(1)の規定にかかわらず、当該埋立処分を行うことができる。

別表中「第八条」を「第九条」に改め、同表第一号中「第六条」を「第七条」に改め、同号を同表第二号とし、同表に第一号として次のように加える。

一	地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業	第六条
---	------------------------	-----

附 則

この政令は、平成十六年五月一日から施行する。